

明 る い 東 海

日本共産党東海村委員会
日本共産党議員団

(発行者)

永井一郎
TEL/FAX(282)2684
白方1475

大名美恵子
TEL/FAX(284)0761
E-mail: cona_toukai@yahoo.co.jp
村松2401-2

住民税大増税やめよ！ 年金問題の犠牲は一人も出さない対策を！ 憲法九条守り平和な日本を！

東海村六月議会は、住民税の大増税、「消えた年金」問題、憲法改定などに
対する住民の不安が高まるなかで開かれました。
村議団は、「大増税やめよ！年金問題の犠牲は一人も出さない対策を！憲法
九条守り平和な日本を！」この立場で今議会に臨み、一般質問や討論で奮闘し
ました。

集団的自衛権容認 安倍首相の危険な思想

現安倍内閣は首相の個人
的諮問機関として「自衛懇
談会」をつくりました。こ
れは現憲法下でも「北朝鮮
のミサイルが米国攻撃を行
うとき日本の自衛隊がこれ
をMDで打落せるか」とい
うような具体的四つテーマ
について研究する機関です。
その機関が最近結論をまと
めつつあり「自衛隊の攻撃
が可能だ」という結論にな
ると報道されております。
これは、これまで日本政
府がとってきた自衛権に対
する「国の固有の専守防衛
的自衛権はあるけれども他
国との集団的自衛権はな
い。だから自衛隊は憲法九
条がある限りどんな他国と
の戦争、戦闘は出来ない」と
いう見解を根本からくつ
がえす全く危険な方向であ
ります。

永井一郎議員はこの問題
をとり上げ村長に対し「安
部首相は現憲法下でも集団
的自衛権の行使は出来るこ
とを見解の持主でありま
す。自衛懇談会をつくって
それを正当化しようとして
います。これは現憲法下で
は集団的自衛権はないとし
た歴代の日本政府の見解を
乗り越えるものでありどう考
えているか」とただしまし

た。

村長は「現憲法下では集
团的自衛権は行使できない
というのが歴代政府の見解
でありそれを守って平和国
家を築いて来ました。安部
政権が集団的自衛権行使へ
の道を開こうとしている姿
勢には戦慄も覚えておりま
す。また事ここに至っては
正面から発言せざるを得な
いという気持ちでおりま
す」と答えました。



永井一郎(十一期)
文教厚生委員会委員長
議会運営委員
原子力問題調査特別委員会



大名美恵子(二期)
総務委員会副委員長
ひたちなか地区問題調査
特別委員会

平和の尊厳を伝えるとりくみ

大名美恵子議員
は、東海村における
平和へのとりくみに
ついて質問しました。
「日本がかつてお
かした過ち、侵略戦
争の反省にたつてつ
くられた現憲法の精
神を、次代を生きる子ども
たちにしっかりとつなぐこと
は、行政の責任においても
おこなわなければならな
い。」

子どもたちに憲法擁護の
重要性がわかる心をどう育
むか、そして、その次の世
代に憲法を引き継ぐことが
できる人間にどう育ててい
くのか真剣に取り組まなけ
ればならないのではないか。
一つには、若い世代に戦
争のない平和な社会の大切
さを実感できるとりくみ

必要性について、二つ目に
その具体策として、中学・
高校生を対象に作文や標語
など、平和コンクール、原
水爆禁止世界大会へ平和大
使として派遣する、さらに
広島・長崎原爆写真パネル
展、戦争を語り継ぐ会など
とりくんでどうか。」

総務部長は答弁で、「村
では、原子力の先駆者とし
てわが国における先導的立
場から、原子力の平和利用
の推進及び核兵器廃絶、そ
して戦争の悲惨さ、平和の
尊厳を永遠に伝えていくた
め、昭和六十一年二月二十
六日に「原子力平和利用推
進・核兵器廃絶宣言の村」
を制定した。憲法の平和理
念は人類不変であり変えて
はならないと考えており、
引き続き堅持していく。」

中学・高校生を対象とし
た事業については、本村の
児童生徒における平和教育
について検討してきた結
果、各学校での平和教育を
充実させるということにな
り、小学校では四年国語の
題材「一つの花」、六年国語
の「平和のとりでを築く」
を取り扱っている。
中学校では、社会科で憲
間に合う政策です」とのべ
ました。

福祉部長は「いろいろの
施策が考えられると思いま
すが均衡を考慮しながら
トータル的に考えます。今
後の課題といたします。」と
答えました。

県内でも実施 学童の医療費無料化

永井一郎議員は一般質問
の中で学童の医療費の問題
をとり上げました。すでに
本村では学令前の児童の医
療費は所得制限抜きで無料
になっていますが県内では
小・中学生に対する医療費
の無料政策が進んでいません。
その実態は次の通りです。
神栖町・小・中全員所得制
限なし全額無料
古河市 小学生
城里町 全額無料
牛久市 小学生・中学生入
院のみ無料

潮来市・小学生のみ 入院
のみ無料
「学童の医療費無料化」
今後の課題とする

「村民税の大増税の一部
を還元する意味においても
全国的すう勢となっている
学童に対する医療費の無料
化政策に本村でもふみ込ん
ではどうか」とただしまし
た。さらに「財源的に言え
ば、学令前分については県
が全額負担しており、村の
負担は所得制限分のみであ
り、増税分をあてれば充分

法九条に触れ、また総合的
な学習の時間や道徳、特別
活動で平和に関する学習を
している。東海高校の修学
旅行先は沖縄県と聞してい
るが、他の県立高校では広
島や長崎へ行っている学校
もあり、学習していると
伺っている。こうしたこと
から、平和大使の派遣の計
画はないが、今後も学校教
育のなかで平和を守るうと
する意識や態度を育てるな
ど、平和教育の充実を図つ
ていきたい。

さらに、東海村文化・ス
ポーツ振興財団の事業で戦
争や平和に関する映画の上
映や演劇の上演など、また
ステージョンギヤラリーで
は東海村平和写真展の後援
をおこなっている。図書館
でも毎年八月に戦争と平和
に関する図書を集めた展示
「ナーを設けているなど、
平和へのとりくみはおこ
なっている。」と述べました。

東海村平和写真展は
共催してほしいだろうか
大名議員は再質問で、
「村として平和へのとりくみ
をおこなっているというこ
とからすれば、平和写真展
への後援は一步すすめて、
共催ということでも良いの
ではないか。」と質しました。

総務部長は、「今までは
共催の申し込みはなかった
のも事実だが、もしそのよ
うな話があり、村の利益
と一致するもの、また方向
性が一致するものであれば
その段階で検討していき
たい。」と答えました。

産廃の中間処理施設問題

本誌で阻止したいと思つたのなにも「産廃」をやつて行きたい「村長

永井一郎議員は、この問題に主に三つの観点から村長にたずねました。

第一の観点は、村は十五年の十二月十六日「受入れ

るわけにはいかない」十八年一月十八日「絶対に認めることにはいかない」とし

「環境都市宣言」をしそれに付随した条例をつくる

第二の観点は、「環境政策は村上村政の四本柱の一

つだ。この環境政策上この中間処理施設をどうとらえるか。どう分析し、どう対

応するか、現実的具體問題であったわけですか。どうい

う観点でこの問題を考えていたか。環境自治体である

東海村が自ら条例を制定して条例によって規制する方

向かとられるべきかと思うかどうか。」とたずねました。

村長は「この施設について具体的施策を持つていな

いということも事実だ。今後、農業環境を守る条例をつ

くつていくとか斜面緑地とその周辺を建築物を建てる

ことを防ぐ風致地区を形成して行くとか必要だと

思っている。環境都市宣言をし、その環境に付随した条例をつ

くつて行くことが大切だと思つている。」と答えました。

十九年度中調査 工業専用区域見直しやる

第三の観点は工業区域政策です。「工業区域については

環境に付随した条例をつ

くつて行くことが大切だと思つている。」と答えました。

十九年度中調査 工業専用区域見直しやる

第三の観点は工業区域政策です。「工業区域については

では原燃工と一部民間工業団地の開発以来全く無放任

の状況であった。ここをどう開発するか政策を持たね

ばならないかどう考えていますか。」と問いました。

村長は「工業専用区域が未整備のまま放置されてい

る問題については、十九年度県と村が協力して行う都

市計画法第六条の調査により、地権者、それから地域

の方の意向を十分踏まえて見直しをしてまいりたい。」

と答えました。

業者と直接交渉やぶさかでない。 部長表明

来ませんでした。 議会はこの問題に関して

六月一日と十五日に二回全員協議会を開き討議しまし

た。六月一日には県が許可を示唆する中でどうするか

何が出来るかを中心に論議されました。 勉強会、業者説明会、知

事への陳情、土地の買取り等が提案され執行部が有効

永井議員は再質問で水保

市の例を上げ「市として専門の弁護士を頼み、三名の

専門職員をおき、役場内に

横断的組織をつくつて、職員の出前講座までやつてい

る。議会からは反対の協議

会を早くつくる申入れもしてあるが結果はどうか」と

ただしました。 経済環境部長は「反対の

協議会はリーダーがいなく

る。議会からは反対の協議

会を早くつくる申入れもしてあるが結果はどうか」と

ただしました。 経済環境部長は「反対の

協議会はリーダーがいなく

る。議会からは反対の協議

会を早くつくる申入れもしてあるが結果はどうか」と

ただしました。 経済環境部長は「反対の

協議会はリーダーがいなく

る。議会からは反対の協議

会を早くつくる申入れもしてあるが結果はどうか」と

白方小学校については今

年は、実施設計を行う年です。現在設計が進められて

いますが、永井一郎議員は

基本設計の三点について質

しました。

排水調整シミュレーションがない

第一には排水の問題です。

(質問) 広大な面積からの排水をどうするかは大きな

問題です。大きな雨水貯留槽をつくつて排水調整をす

るといわれていますが、排出調整シミュレーションは

示されていますか。

下流は坏土地改良区水田でありますので必ず調整が

出来るようにしなければなりません。

答 流量を調節した上で既存の排水管に放流します。

水撒ぎ。スプリンクラー方式も検討。

第二は校庭の散水について

(質問) 校庭の散水はホースということになっており

ますが、ホースの水まきは

て今立上れないでいます

が、つくろつと提案してお

ります。」と答えました。

さらに「住民全体は「つ

くつてもらつては困る」と

いうことでは一致してい

ない。」と答えました。

る。村として業者と交渉す

る考えはあるか。」という質

問に同部長は「そういう必

要があれば業者と直接交渉

することはやぶさかではな

い。」と答えました。

る。村として業者と交渉す

る考えはあるか。」という質

問に同部長は「そういう必

要があれば業者と直接交渉

することはやぶさかではな

る。村として業者と交渉す

る考えはあるか。」という質

問に同部長は「そういう必

要があれば業者と直接交渉

することはやぶさかではな

い。」と答えました。

る。村として業者と交渉す

る考えはあるか。」という質

問に同部長は「そういう必

要があれば業者と直接交渉

することはやぶさかではな

い。」と答えました。

る。村として業者と交渉す

る考えはあるか。」という質

問に同部長は「そういう必

要があれば業者と直接交渉

することはやぶさかではな

い。」と答えました。

産廃の中間処理施設問題

本誌で阻止したいと思つたのなにも「産廃」をやつて行きたい「村長

永井一郎議員は、この問題に主に三つの観点から村長にたずねました。

第一の観点は、村は十五年の十二月十六日「受入れ

るわけにはいかない」十八年一月十八日「絶対に認めることには

いかない」とし「環境都市宣言」をしそれに付随した条例をつくる

第二の観点は、「環境政策は村上村政の四本柱の一

つだ。この環境政策上この中間処理施設をどうとらえるか。どう対

応するか、現実的具體問題であったわけですか。どうい

う観点でこの問題を考えていたか。環境自治体である

東海村が自ら条例を制定して条例によって規制する方

向かとられるべきかと思うかどうか。」とたずねました。

村長は「この施設について具体的施策を持つていな

いということも事実だ。今後、農業環境を守る条例をつ

くつていくとか斜面緑地とその周辺を建築物を建てる

ことを防ぐ風致地区を形成して行くとか必要だと

思っている。環境都市宣言をし、その環境に付随した条例をつ

くつて行くことが大切だと思つている。」と答えました。

十九年度中調査 工業専用区域見直しやる

第三の観点は工業区域政策です。「工業区域については

では原燃工と一部民間工業団地の開発以来全く無放任

の状況であった。ここをどう開発するか政策を持たね

ばならないかどう考えていますか。」と問いました。

産廃中間処理施設問題の経過のあらまし

川根地区に設置が予定されている大豊プラントの産廃棄物中間処理施設については六月二十七日に県より設置の許可がおりまし

た。本村は村・議会ともに反対決議を行い、それぞれに対応して来ましたが、計画がしっかりと組立てられてお

らず、地域住民を集めた学習会一回、業者の事業説明会が二回行われましたが、

県の許可を止めることは出来

ませんでした。

川根地区に設置が予定されている大豊プラントの産廃棄物中間処理施設については六月二十七日に県より設置の許可がおり

ました。本村は村・議会ともに反対決議を行い、それぞれに対応して来ましたが、計画がしっかりと組立てられてお

らず、地域住民を集めた学習会一回、業者の事業説明会が二回行われましたが、

県の許可を止めることは出来

ませんでした。

本村は村・議会ともに反対

白方小学校の実設計の問題点

排水調整シミュレーションがない

第一には排水の問題です。

(質問) 広大な面積からの排水をどうするかは大きな

問題です。大きな雨水貯留槽をつくつて排水調整をす

るといわれていますが、排出調整シミュレーションは

示されていますか。

下流は坏土地改良区水田でありますので必ず調整が

出来るようにしなければなりません。

答 流量を調節した上で既存の排水管に放流します。

水撒ぎ。スプリンクラー方式も検討。

第二は校庭の散水について

(質問) 校庭の散水はホースということになっており

ますが、ホースの水まきは

大変な労力と時間がかかる

そうです。スプリンクラー

方式を取入れるべきではな

いかと思ひますか。

答 スプリンクラー方式の採用につきましても検討し

てまいります。

全国一斉学力テストの結果は、公表や比較の対象にしないで

公表や比較の対象にしないで

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

一斉学力テストの結果は、全国

悪法の実施やめよ！ 年金滞納者には国保保険証を交付しない

悪法の実施やめよ！

年金滞納者には国保保険証を交付しない

今年度自公政権によって強

行採決された年金法案には

国民いじめの新しい規制条

項が入りました。これは

「年金掛金滞納者には国保

の保険証を交付しなくとも

よい」というものです。

永井一郎議員はこの問題

をとり上げ「このいじめ政

策の対象になる人は東海村

で五百一名おります。この

保険証の交付については自

治体の裁量権はあるのか。

村の考え方は。」とたず

ねました。

福祉部長は「この法律の

実施は二十年四月の実施で

あります。実施するかどうかは市町村の判断にゆだねられております。慎重に対処してまいります。」と答え

ました。福祉部長は「この法律の実施は二十年四月の実施であります。実施するかどうかは市町村の判断にゆだねられております。慎重に対処してまいります。」と答え

ました。福祉部長は「この法律の実施は二十年四月の実施であります。実施するかどうかは市町村の判断にゆだねられております。慎重に対処してまいります。」と答え

ました。福祉部長は「この法律の実施は二十年四月の実施であります。実施するかどうかは市町村の判断にゆだねられております。慎重に対処してまいります。」と答え

あまりにもひどい 東海村議会総務委員会報告

二〇〇六年の十二月議会で県民要求実現茨城共同運動連絡会とひたちなか・那珂・東海村・大洗地域共同運動連絡会の方から「住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める請願書が議会に出され、総務委員会に付託されました。

六月議会で総務委員会から不採択で報告されましたがその内容はあまりにもひどく、たとえば「大企業・大金持ちに対する優遇税制は存在せず」「郵便局の集配問題についても「民間の業

公務員・地方行政にとつての憲法とは

大名美恵子議員は、六月議会一般質問の第一番目に憲法問題をとりあげました。「現憲法の根本的意義と役割発揮が今後いよいよ求められるというときに、安倍首相から任期中にも改憲するとの明言があつた。しかし本村においては、公務員は憲法を尊重し、擁護する義務を負うとの立場を貫いて村政に邁進していただきたい。

日頃の行政で憲法はどのように位置づけられているか。また、村民生活に憲法理念をいっそう生かすアピールとして横断幕等かかげてはどうか。さらに、改憲特に九条を変える動きについてどのように考えるかそれぞれ見解を求める」と質問しました。

務対応姿勢であり公の立場にないこともあり」として公共性を全く否定しました。この報告に反対、原案賛成の討論に立った永井一郎議員はこの報告を批判し次のように述べました。

「大企業・大金持の優遇税制が存在しないというのが実態は全くその逆ではないか。低所得者によかつた定率減税の廃止。法人税率の引下げ、所得税の最高税率の引下げ、減価償却制度のみなおし、証券税制の優遇等すべてこれを物語って

住民健診の実績を後退させない新しい健診を

後期高齢者医療制度に關連してメタボリックシンドローム、すなわち内臓脂肪蓄積型肥満に着目した健診をおこなうことが、二〇〇八年度から各保険者に義務づけられ、今まで市町村がおこなっていた住民健診は取りやめになります。

村長は答弁で、「憲法十 五条の公務員は全体の奉仕者、また九十九条の公務員は憲法を尊重し擁護する義務を負うを受けての「東海村職員」の職務の宣言に関する条例」により、「職員は全体の奉仕者であり、憲法を尊重、擁護義務を負う」ということを宣誓していただいている。承知していることとは思うが、改めて憲法の理念を行政のすみずみまで生かしていくよう喚起したい。

政府の財政金融月報をみてこの事実が明らかです。この一九九五年から二〇〇五年の十年間に、九十五年を一〇〇した場合、企業経常利益は一九七、大企業一人当りの役員報酬は一

九六、労働者一人当りの給与は九一となつています。総務報告は現実を正確にみていない。また現在の郵政公社の評価についても、事業は公共共生性を持つておりこれは否定できない。」と述べました。

空き家管理対策の実態は？

大名美恵子議員は、空き家管理対策について、「現在空き家となつている建物は何軒あるか。放火等、事件に巻き込まれるさまざまな心配が考えられるが、管理に関する実態はどのようか。特に、行政としての管理対策の必要性についてどう考えるか。」など質しました。

福社部長は答弁で、「このたびの医療制度改革大綱で平成二十年度から、生活習慣病を予防することにより、将来的な医療費削減を目標とする『高齢者の医療の確保に関する法律』に基づいた健診へと変更しなればならないとされていることから、特定健診へ移行をすすめる。現在実施している

成人病検診が、国民健康保険被保険者の特定健診、特定保健指導に変わり、検査項目については、メタボリックシンドロームを主眼におく。

安の声が上がっています。大名美恵子議員は、特定健診事業について、「特定健診へ移行する背景はなにか、また、健診内容と事業内容の変更点とこれによる本村の課題について」質しました。

国民年金担当グループ七名で対応

年金問題は日本中をゆるがしています。永井一郎議員は東海村民の年金問題にふれて「東海村の加入者数とどのような影響がある

き出されたものと理解する。特に重要視するのは、主権在民をはじめ、基本的人権の享有……と、いくつかがあるがこれらは、戦前の封建的な天皇制下での軍国主義体制がもたらした抑圧、戦争の惨禍、敗戦という体験をとおして国民が獲得した権利。九条はこれらと密接不可分の関係から生まれてきたもの。九条の放擲（ほうてき）は、憲法の理念、精神の骨抜きと考える。

者ごとに特定健診を実施することになり、他の医療保険から村が委託を受ける場合、委託料や対象者の範囲などの調整が今後課題と考えている。がん検診は従来通り実施する。」と述べました。

再質問で大名議員は、「健診の結果など悪ければペナルティーをかせられると聞くが、健診結果やその後の保健指導の成績をどうアップさせるか大変悩むところと考える。特に保健指導等健診事業をすすめる体

制整備が重要と考えるが、保健師の確保についてどう考えるか。」質しました。

福社部長は、「現在保健センターに保健師が六名、管理栄養士が一名いる。健康診断で要積極的支援という判断がされた場合（約四〇〇名想定されるが）、一〇〇%保健指導できるかどうか、判断がつかない。指導のやり方を工夫し、例えば二年前かいて指導するなどでなんとか対応できるのかなと現時点では考えているが、その点含めて今後検討していきたい。」と述べました。

制整備が重要と考えるが、保健師の確保についてどう考えるか。」質しました。福社部長は、「現在保健センターに保健師が六名、管理栄養士が一名いる。健康診断で要積極的支援という判断がされた場合（約四〇〇名想定されるが）、一〇〇%保健指導できるかどうか、判断がつかない。指導のやり方を工夫し、例えば二年前かいて指導するなどでなんとか対応できるのかなと現時点では考えているが、その点含めて今後検討していきたい。」と述べました。

なることも懸念される。仮に火災が発生した場合、発見されづらく、通報の遅れから付近への延焼拡大の恐れもあることから、消防と心配が考えられるが、管理に関する実態はどのようか。特に、行政としての管理対策の必要性についてどう考えるか。」など質しました。

調査内容は、現地調査、施設の有無・不審者の出入り・周囲に燃えやすいものはないかなど、また管理状況に不備がある場合、所有者に危険箇所を明示し、火災予防上必要な措置を講じ

空き家管理対策の実態は？

大名美恵子議員は、空き家管理対策について、「現在空き家となつている建物は何軒あるか。放火等、事件に巻き込まれるさまざまな心配が考えられるが、管理に関する実態はどのようか。特に、行政としての管理対策の必要性についてどう考えるか。」など質しました。

福社部長は「本村の国民年金保険者数は約五千人弱また受給者は約六千人弱お

ります。この中で未納者数は五百一人ほどおります。社保庁で宙に浮いた五千万件のうちの本村の該当者は予測できません。福社部では国民年金担当グループ七名で対応しています。」と答えました。

福社部長は「本村の国民年金保険者数は約五千人弱また受給者は約六千人弱お

空き家管理対策の実態は？

大名美恵子議員は、空き家管理対策について、「現在空き家となつている建物は何軒あるか。放火等、事件に巻き込まれるさまざまな心配が考えられるが、管理に関する実態はどのようか。特に、行政としての管理対策の必要性についてどう考えるか。」など質しました。

福社部長は「本村の国民年金保険者数は約五千人弱また受給者は約六千人弱お

茨城共同運動連絡会(代表桜井和夫氏)請願の「医師・看護師等の増員を求める意見書について」は、文教厚生委員会、本会議ともに採択されました。

医師・看護師等の増員を求める意見書

国民の生命と健康を守るために、安全・安心で大都市だけでなく、地方に行き届いた医療・看護体制を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場環境づくりが不可欠です。

しかし、地方における医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、勤務医の減少による診療科目の縮小や看護師等の不足(特に、産婦人科・小児科)が深刻化しております。欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められています。

過酷な労働実態と地方格差を改善するため、「安全・安心のコスト保障」の夜勤日数実現のため「看護職員確保法」の上限規制法等の整備や財政的措置が求められています。

よって政府におかれては、現場での大幅増員を保障する看護職員等の確保対策・予算拡充の改善を行うよう下記事項の実現を要望します。

記

1. 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
2. そのために需給計画の見直しと、増員に必要な法的・制度的な整備及び患者個人の負担としない特別な財源の措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

JCO臨界事故を忘れたのか

大名美恵子議員は、原発工での不適切なウラン取り扱問題に関する見解と調査結果について質問しました。「今回起きた問題は、JCO臨界事故を経験した住民からすれば、絶対にくり返してはならないことと誰しも肝に銘じていたことであつたと認識するが、大変残念だ。事業所で働く職員の安全と住民の安全・安心な生活を何としても確保するために、村としても適切な指導が求められる。事業所立地自治体としてその関わり方の上でどう評価されるか。」質しました。

中で核燃料物質を扱う事業として最も大切な基本を見落とした結果、引き起こされたものという印象がある。試料のサンプリング過程で起こった事案とはいえ、核的制限値の厳守は全くなりの初歩であり、早速立入調査をした。

本件は、核燃料物質を取り扱う作業における臨界管理を逸脱した行為であり、JCO臨界事故の教訓が全くいかされず、基本的認識の欠如により引き起こされたものである。村は安全管理を徹底し、再発防止策を迅速かつ的確に遂行するよう要請した。原発工は今後ハードソフト両面にわたる再発防止策を講じていくとされているが、村としても、これら諸対策の実施状況についてさらなる立入調査により厳格に確認してまいる所存である。」と述べました。

村民税の増税は許されない

六月に入り一せいに十九年度の村民税の徴収令書が各家庭に届けられました。ある年金生活者は「ほぼ二倍になった」といいます。「私は十八年度より十万円ふえた」という人もいます。ともかく村全体では約三億三千万円をこえてるもので

す。この原因は小泉内閣の三位一体改革で財源が国から地方に移動したことによるものですが、特別減税や老年者控除の廃止など増税措置があいついだことも原因です。日本共産党では全国的に「増税やめよ」と運動を強めてきました。

参議院選挙の結果について

二〇〇七年七月三十日

日本共産党中央委員会常任幹部会

一、二十九日に投・開票がおこなわれた参議院議員選挙で、日本共産党は、比例代表選挙で三議席を獲得しました。これは、一議席減の結果ですが、得票数では、前回および前々回の得票を上回る四百四十万票(7.48%)という地歩を維持することができました。

日本共産党に支持をお寄せいただいた有権者のみなさん、風雨や炎天のもと昼夜を分かたず奮闘された後援会員・支持者のみなさん、党員のみなさんに、心から感謝します。

一、参院選の結果全体をみると、自民党が改選議席を二十七減らし、「常勝」を誇ってきた公明党が四人の

現職議員を落選させるなど、安倍内閣、自民・公明と党にきわめてきびしい審判が下されたことがきわだった特徴です。

これは、有権者が、自民・公明の枠組みでは日本の前途はない、と判断した結果といえます。首相や閣僚の個々の失敗や不祥事、年金対応ミスにとどまらず、安倍内閣の十月月が、内政では貧困と格差の拡大、外交

では過去の侵略戦争の正当化をはじめとする自分たちの一方的主張の外交的おしつけなど、悪政を加速させてきたことにたいする審判にほかなりません。憲法改定を第一の争点に掲げた安倍内閣の挫折は、「戦後レジームからの脱却」をめざす「靖国」派の反動的な野望への痛打となりました。

日本共産党は、自民・公明政治にたいするこの国民的審判のうえで、自公政治に正面から対決する「たしかな野党」として、とくに政治論戦で一定の役割をは

たしえたことを確信しています。年金・福祉、住民税と消費税、貧困とその不安、「政治とカネ」、憲法改定など、すべての問題にわたって、鋭い暴露と追及という点でも、道理ある対案の提示という点でも、日本共産党の論戦は、悪政を追いつめる少なからぬ役割を果たしました。

一、今回の選挙での自公政治にたいする国民的審判は、それにかわる新しい政治の方向と中身を探求する新しい時代、新しい政治的プロセスが始まったことを

意味するものです。この選挙の結果は、自民・公明の政治にかわる新しい政治はなにか、という問題について、国民の選択が明らかになった、ということではありませぬ。国会論戦でも、国政選挙でも、国民の声にこたえる新しい政治とはなにかという問題が、ますますその比重を大きくしてゆくだらうことは、疑いありません。

新たに迎える政治的激動の時期において、日本共産党の役割はいよいよ重要なものになるでしょう。そう